

## 昭和四十一年大蔵省令第三十五号

### 地震保険に関する法律施行規則

地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)第十条及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第八十八条第三項の規定に基づき、地震保険に関する法律施行規則を次のように定める。

#### (保険の目的の範囲等)

第一条 地震保険に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第一号に規定する居住の用に供する建物(以下「居住用建物」という。)は、その全部又は一部を居住の用に供するものとし、同号に規定する生活用動産は、生活の用に供する家具、じゅう器、衣服その他の生活に通常必要な動産で、一個又は一組の価額が三十万円を超える貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつこう製品、さんご製品、こはく製品、ぞうげ製品、七宝製品並びに書画、こつとう及び美術工芸品以外のものとする。

法第二条第二項第三号に規定する特定の損害保険契約は、次に掲げる保険の種類に属する保険契約とする。

- 一 火災保険
- 二 火災相互保険
- 三 建物更新保険
- 四 満期戻長期保険

#### (居住用建物の床上浸水等)

第一条の二 地震保険に関する法律施行令(昭四十年政令第一百六十四号。以下「令」という。)第五項に規定する財務省令で定める損害は、居住用建物の居住の用に供する部分の床(畳敷又は板張等のものをいう。)を超える浸水又は居住用建物の直下の地面から四十五センチメートルを超える浸水による当該居住用建物の損害とする。(再保険契約)

第一条の三 令第三条に規定する財務省令で定める金額は十一兆六千九百九十三億円とし、同条に規定する財務省令で定める割合は、法第三条第二項に規定する保険金の合計額のうち三千八百七億円を控除した金額の当該超える部分の金額に対する割合とする。(津波の発生の時点)

第二条 法第三条第四項に規定する地震等の発生の時点は、津波については本邦陸地に襲来したときとする。

### (保険金の削減等)

第三条 法第四条に規定する事態が生じたときは、財務大臣は、その旨及び支払保険金の算出にあたり各契約ごとの保険金額に乘すべき割合を告示するものとする。保険会社等は、政府の再保険に係る地震保険契約の保険金の支払に当たり、概算払をすることができる。

第四条 法第六条第一項の規定による審査の申立てでは、次の事項を記載した審査申立書をもつて行なわなければならない。

- 一 保険会社等の名称及び住所
- 二 審査の申立ての目的たる再保険関係の表示
- 三 審査の申立ての趣旨
- 四 審査の申立ての理由
- 五 証拠方法
- 六 審査の申立ての年月日

第五条 保険会社等は、証拠書類があるときは、これを前項の審査申立書に添附しなければならない。  
(検査の証票)

第六条 法第九条第二項の証票の様式は、別記様式の通りとする。

#### (地震保険責任準備金の計算方法)

第七条 地震保険に係る責任準備金については、保険会社は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(以下「正味純保険料」という。)と当該地震保険に係る資産の運用によって生じた利益(以下「資産運用益」という。)との合計額を、危険準備金として毎事業年度累積して積み立てなければならない。

一 各事業年度における収入保険料の額と再保險返戻金の額との合計額

二 当該事業年度において支払った再保険料及び解約返戻金の額と当該事業年度における事業費のうち損害調査費及び地震保険の普及促進のために支出した広告又は宣伝に係る費用(以下「広告・宣伝費用」という。)を除いた

額から再保険手数料の額を控除した金額との合計額

保険会社は、各事業年度末において未経過保険期間が一年を超える地震保険契約がある場合

には、当該契約に係る正味純保険料と当該事業年度末までに発生した予定利息(保険期間が一年を超える保険契約の保険料の算定上当該保険期間内に発生することを予定した資産運用益を応する部分の金額を未経過保険料積立金として積み立てるものとし、前項の規定により積み立てるべき危険準備金の金額は、当該事業年度における正味純保険料と資産運用益との合計額と前事業年度末における未経過保険料積立金の金額を加算した金額から当該事業年度末において未経過保険料積立金として積み立てるべき金額を控除した金額とする。

第五条の払戻積立金のうち払戻しを必要とした支払準備金の額のうち前事業年度に積み立てた支払準備金に対応するものが前の前事業年度に積み立てた支払準備金の額に満たない場合には、その満たない額に相当する金額を第一項の規定により積み立てるべき危険準備金の額に加算するものとする。

第六条の払戻積立金のうち払戻しを必要とした改正後の第一条第二項の規定は、この省令の施行日前に締結し又は同日以後に締結する長期総合保険及び建物更新保険の保険契約について適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年五月一日大蔵省令第二八号)

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の第一条第二項の規定は、同項各号に定める保険の保険契約で、昭和五十年四月一日前に締結し、又は同日以後に締結するものについて同日から適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の第一条の二の規定は、この省令の施行の日以後に締結する再保険契約でその契約期間が昭和五十年四月一日以後の期間に係るものについて適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の第一条の二の規定は、この省令の施行の日以後に締結する再保険契約でその契約期間が昭和五十年四月一日以後の期間に係るものについて適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の第一条の二の規定は、この省令の施行の日以後に締結した再保険契約について適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の第一条の二の規定は、この省令の施行の日以後に締結した再保険契約について適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の第一条の二の規定は、この省令の施行の日以後に締結した再保険契約について適用する。

この省令は、地震保険に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十九号)の施行の日(昭和五十五年七月一日)から施行する。

この省令は、地震保険に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十九号)の施行の日(昭和五十五年七月一日)から施行する。



		し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。
附 則 (平成二八年一〇月一九日財務省令第六号)	(施行期日)	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。  （経過措置） この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第十三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。
附 則 (平成二九年三月三一日財務省令第一〇号)	(施行期日)	（施行期日） この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。  （経過措置） この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第十三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。
附 則 (平成三一年二月一四日財務省令第二号)	(施行期日)	（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。  （経過措置） この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第十三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。
附 則 (平成三一年三月三〇日財務省令第二七号)	(施行期日)	（施行期日） この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。  （経過措置） この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第十三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月三一日財務省令第一四号)	(施行期日)	（施行期日） この省令は、令和三年四月一日から施行する。  （経過措置） この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第十三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。
附 則 (令和四年一二月二日財務省令第五六号)	(施行期日)	（施行期日） この省令は、公布の日の翌日から施行する。  （経過措置） この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第十三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。
附 則 (令和五年三月三〇日財務省令第二号)	(施行期日)	（施行期日） この省令は、令和五年四月一日から施行する。  （経過措置） この省令による改正後の地震保険に関する法律施行規則第一条の三の規定は、この省令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第十三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。
附 則 (令和六年三月二九日財務省令第一三号)	(施行期日)	（施行期日） この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式（大臣官房用）

別記様式  
(大臣官房用)

身分証明書
姓 名 _____
生年月日 _____
性 別 _____

上記の者は、地震保険に関する法律第十二条の規定に基づく料金に従事する者であることを認定する。

令和 六 年 三 月 二 九 日  
財務省大臣官房長印

1. 本規則は、被災者の間に必ず賃貸借とし、 2. 被災者宅地、戸籍登録、又は登記簿等 3. 被災者宅地、戸籍登録、又は登記簿等 4. 被災者宅地、戸籍登録、又は登記簿等 5. 被災者宅地、戸籍登録、又は登記簿等
--

（参考）用紙の大きさは、縦45ミリメートル、横35ミリメートルです。

(財務局又は福岡財務支局用)	
文 題	
身 分 证 明 書 第 三 頁	
官 級	職 名
氏 名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、被保険者に関する法律及びその規定に基づく種々にに関する者であることを明示する。	
会社名	年 月 日
財務局又は福岡財務支局长印	

裏面

- 本屋は、検査の際に必ず購入すること。
- 本屋を他人に貸出し、又は譲り渡したこと。
- 本屋を盗んだ場合、贈り物や譲り受けた場合は、贈り物や譲り受けたことを。
- 冒頭のないものは直角部屋は間取りの壁面を設置すること。
- 施設で図書室などになったときも、施設を規定すること。